

争 11.27
899

改

労働組第二八八七号

昭和四年十月廿六日

警視總監

丸山鶴吉

二二八一三二一〇

大臣 安達謙藏
大臣 江本實
各社 局長 官
廳 局長 官
各社 局長 官

北海道大坂神奈川等県知事 福岡

ソリシテ労働者組合社ノ労働争議ニおカスル件 (一) 一報……(後生)

標記會社従業員ハ十月十八日財界不況ニ依ルテ收入減少由ニ於テ本社ニ對シ社費値ハ
ノ件外土項目ノ噴霧器ヲ提供セルカ十月廿四日労働者組合見ノ結果 種々交渉ヲ
會ニ付テ結果各取組ニ従テ社員ヨリ責任者ヲ出シ各取組所ニ於テハ收支経
理ヲ委任スルコトニ依リ營業状態 打前ヲ圖ル事ヲ以テ交渉シ協議スルコトニ
決セリ

尚且手続ニ依リ上野取 東京取等諸所ニ於テハ本月分ヨリノ社費員俸額
者減少ノ傾向ニシテ以テ會社側ニ於テハ前諸君ノ營業休止ニ於テハ社費員俸額

標記會社従業員ハ十月十八日會社ニ對シ社費値下ノ件外土項目ニ涉ル噴霧
器ヲ提供シ紛争中ナルカ右社費員値下問題ニ對シテ東京タクシ一 第一タクシ一

右及申(通)報候也

(1) 労働者側ハ右解決ヲ諒トシテ廿一日退京セリ

決シタリ

日迄ニ各重役ノ連帯責任ニテ支取フコトニ決シテ解

重役會議ノ決議ヲ示シテ諒解シ得共一日午後二時

本社ニテ金一万四千八百円ヲ交付シ殘金一万五千円ハ廿六

年十一月廿六日迄ニ……(後生) 請負者側代表ト會見

本日午後七時本社ニテ社長ハ請負者側代表ト會見

重役會議ノ決議ヲ示シテ諒解シ得共一日午後二時

本社ニテ金一万四千八百円ヲ交付シ殘金一万五千円ハ廿六

日迄ニ各重役ノ連帯責任ニテ支取フコトニ決シテ解

決シタリ

労働者側ハ右解決ヲ諒トシテ廿一日退京セリ

右及申(通)報候也